

使用許諾契約書

本契約は、お客様(個人・法人を問いません。以下「使用者」と言います。)と株式会社デジタルファイン(以下「弊社」と言います。)との間でソフトウェア「DTP MAP for CAD」(以下「許諾製品」と言います。)の使用権の許諾に関して合意するものです。

許諾製品に関しては、使用者による許諾製品の使用開始をもって、本使用許諾契約書にご同意頂いたものとします。

本契約にご同意されない場合には、未使用の許諾製品を直ちに弊社へご返送頂ければ、お支払い頂いた金額を全額払い戻し致します。

第1条 総則

- 1 本契約に基づく使用許諾は、許諾製品を購入し、弊社へユーザー登録をされた使用者に対してのみなされます。
- 2 許諾製品によって提供される各種サービスは、予告なく改良、変更または停止される場合があります。

第2条 基本的法律関係

- 1 弊社は、許諾製品の日本国内における非独占的かつ譲渡不能な使用権を使用者に許諾します。
- 2 使用者は、許諾製品を使用者の事業遂行の目的だけに使用して使用者のみが使用するものとし、それ以外の営利目的を含むいかなる目的でも頒布して第三者の使用に供することはできません。

第3条 使用権の内容及び制限事項

- 1 本契約によって生じる許諾製品の使用権とは、許諾製品が電磁的に記録されている本製品においてのみ、使用者が許諾製品を使用する権利をいいます。
- 2 使用者は、本契約に基づき許諾製品の使用権のみを取得し、許諾製品の著作権、所有権その他の如何なる権利も取得しません。
- 3 使用者は、許諾製品を1台のみのコンピュータ(1CPU)にインストールして使用することができます。但し、使用者は、インストールしたコンピュータが故障等により一時的に使用不能なため、その修理完了まで他のハードウェアで使用する場合に限り、許諾製品を同コンピュータ以外のハードウェアで使用することができます。
- 4 使用者は、自己使用または緊急時のバックアップのために許諾製品を複製する場合を除き、許諾製品の全部または一部を複製することができません。なお、自己使用またはバックアップのための同複製物は1部限りとし、使用者は、許諾製品をコンピュータ上で復元する以外の目的で同複製物を使用することはできません。
- 5 使用者は、許諾製品をネットワークサーバにインストールしてこれを第三者に使用させることはできません。
- 6 使用者は、許諾製品のデータ若しくは他のアプリケーションソフトを利用してこれを加工したデータを、次の態様で使用することが出来ます。但し、別途成果物作成にあたり、原著作者の国土地理院に申請手続きが必要な場合があります。
(一)使用者の事業所内においてその内部資料として用いる場合。
(二)使用者が、その事業活動上の取引において、・プリントアウトして取引先にこれを交付し、・印刷物・出版物等に掲載し、・データ保護のためのセキュリティを施した上で、他のアプリケーションソフトへの貼り付けをなし、電子メールで配信(不特定多数に対する配信を除く)し、またはホームページ上で掲載する場合。
(三)使用者は、建設CALS/EC 電子納品において、加工を加えたデータを電子成果物として電子納品する事が出来ます。データの受取人の使用範囲は該当事業完遂目的の業務で、閲覧、印刷またはプリントアウトにより配付とします。但し、使用者は受取人に使用範囲の通知を行う義務を負うものとします。
- 7 使用者は、許諾製品のデータ若しくは他のアプリケーションソフトを利用してこれを加工したデータそのものを、譲渡(第3条6-3を除き)、貸与、リース等してはなりません。
- 8 許諾製品につき、使用者が弊社ホームページのダウンロードサービスを利用してバージョンアップを行った場合、それによって得られたプログラムも「許諾製品」として本契約の効力が及ぶこととします。
- 9 使用者は、本契約に基づく使用権につき再使用権を設定し、または許諾製品、関連資料もしくはそれらの複製物を第三者に譲渡、貸与、リース等してはなりません。
- 10 使用者は、許諾製品を日本国外に搬出してはなりません。

第4条 契約解除及び損害賠償責任

- 1 使用者が本契約の条項及び条件に違反した場合、弊社は本契約を解除することが出来ます。その場合、使用者は許諾製品の全てを弊社へ返却するとともに、許諾製品の複製物およびその構成部分の全てを破棄しなければなりません。
なお、本契約が解除され、またはその他の理由で終了した場合といえども、使用者は、弊社に支払った対価の返還を一切求めることはできません。
- 2 使用者の本契約違反により弊社に損害が生じた場合、使用者は弊社に対してこれを賠償しなければなりません。

第5条 免責事項

- 1 弊社は、許諾製品のデータに瑕疵があった場合、個別的な対処・保証を致しません。
- 2 弊社は、許諾製品のデータに瑕疵があったことにより使用者に発生した損害につき、責任を負いません。

第6条 協議事項

本契約に関して疑義が生じたとき、その他、本契約に定められていない事項につき問題が生じたときは、使用者及び弊社は、信義誠実の原則に従って協議することとします。

第7条 合意管轄

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、横浜地方裁判所を専属管轄裁判所とします。